

〔文献紹介〕

大塚正民・樋口範雄編著『現代アメリカ信託法』

芹澤 英明

1. 本書は、統一州法委員全国会議 (National Conference of Commissioners on Uniform State Law) が、2000年7～8月の年次総会で採択した統一州法案、統一信託法典 (Uniform Torst Code, 以下⁽¹⁾UTC) についての共同研究をまとめたものである。執筆者は、いずれも、現代の我国を代表する法学者であり、この画期的ともいえる包括的な統一州法案に関する単なる紹介にとどまらず、全体に目配りの届いた読みごたえのある論文集となっている。この共同研究グループを中心としたUTCの紹介はすでに起草過程から続いており、これらと、本書とほぼ同時期に発表された起草者 David English 教授を中心とするシンポジウム⁽³⁾の記録と併せ読めば、UTCの全貌が浮かび上がる。

2. 評者は、以前からアメリカ信託法を見る場合には、実務的な観点と理論的な観点の両面から、実定信託法のあり方を理解することが重要であると考えてきた。この二つの観点から見ると、本書の中に様々な興味深い論点があることが見えてくる。ただし、以下は、評者のある意味で偏った関心に基づく紹介であるので、本書に収録された論文の全体像を提供するものではない。

最初に、評者の興味をひいた二、三の実務的な観点について触れる。UTCの主な適用対象は、計画的遺産処分 (estate planning)⁽⁴⁾を中心とするいわゆる民事信託 (family trust)⁽⁵⁾であり、この局面において信託法は、財産法の一部として、贈与法、遺言法と密接な関係にある。そして、この分野の信託実務が租税法との関係を無視して成立しないことも明らかである。たとえば、QTIP Trust (Qualified Terminable Interest

Property Trust) は、離婚した者が、前の婚姻で生まれた子どもを元本受益者とし、現在の配偶者を生涯収益受益者として設定する、浪費者信託条項 (spendthrift provision) を含んだ信託であるが、連邦租税法上の配偶者控除や贈与税免除の対象となるために、撤回可能信託 (revocable trust) とならんでよく用いられている。⁽⁶⁾ 家族への贈与・遺贈のための信託設定と同時に公益団体に対する寄付行為を行う、charitable lead trust (チャリタブル・リード・トラスト、公益先行信託) charitable remainder trust (チャリタブル・リメインダー・トラスト、公益残余権信託) といった、私益信託と公益信託を融合する手法も積極的に使われている。さらに、設定者が債権者からの追及を避けるとともに、タックスシェルターを求めて国際的に信託の管理拠点を動かすような手法が生まれており、実務家の注目を浴びている。⁽⁷⁾

これらの計画的遺産処分がつきつける様々な現代的課題に対し、信託法は包括的な対応を迫られているが、本書には、たとえば、信託の主要管理地 (UTC § 108) や準拠法条項 (UTC § 107) 等については「第3章 アメリカ統一信託法典における裁判管轄と準拠法 (織田有基子執筆、本書33頁)」が、撤回可能信託 (UTC § 601- § 604) をめぐる問題については「第5章 撤回可能信託 (沖野眞已執筆、本書81頁)」が含まれており、上記のような高度化するアメリカ信託実務に対する、UTC の対応についての読者の興味を満たしてくれる。

3. 次に理論的な観点から見た場合には、本書から次の興味深い点が読み取れる。

「第4章 受益者の利益を代表する制度 (久保野恵美子執筆、本書55頁)」や「第10章 信託の基礎的変更——変更・終了および併合・分割 (神作裕之執筆、本書185頁)」は、UTC が従来 of 信託法理を拡張した最も顕著な特徴を示す部分である。UTC がこれらの制度について従来よりも詳細な規定を置いたことは、信託と法人の類似性を示唆している点で興味深い。⁽⁸⁾ UTC では、信託を、特定の受益者のための私益信託、公益目的信託、動物の世話を目的とする信託、非公益目的信託の4つに分

文献紹介

類している (UTC § 402(3))。ここでは、受益者が存在しない後三者の信託と、法人との対比を行うことにより、信託のガバナンス (governance) 問題について簡単な分析を行う。そして、このことが、受益者の存在する典型的な私益信託の制度の存在意義を理解する近道でもあることを示したい⁽⁹⁾。

公益目的信託は、法人格のある非営利法人 (nonprofits) と同じ機能を果たしている。公益目的の寄付行為を行う者 (以下、贈与者) は、コストのことを考えれば、できるなら直接的に受贈者に財産を贈与したいと思うだろう。しかし、たとえば、貧困救済目的の場合には誰が困窮者として相応しいのか、学術奨励目的の場合には立派な業績をあげた該当者が一体誰なのか、贈与者には分からないことが多い。そこで、寄付の仲介を行う者 (以下、寄付仲介者) が必要になる。一つの方策としては、贈与者が寄付仲介者との間で有償契約を用いることであろう。たとえば寄付仲介者は、贈与者が10ドル支払えば、アフリカで飢えに苦しむ難民を100人救済すると約束するといったことが考えられる。しかし、贈与者は、この寄付仲介者が、本当に、自分の支払った10ドルで100人救済したかどうかを確かめる手段がない (情報の非対象性)⁽¹⁰⁾。つまり、贈与者の期待は通常の契約では達成できないのであり、何らかの「制度」ないし「組織」が必要になるのである。ところで、法人には、営利法人 (business corporation)、協同組合 (cooperative corporation) と、非営利法人 (nonprofit corporation)⁽¹¹⁾ がある。このうち、寄付仲介者は営利法人組織をとることはできないだろう。なぜなら、情報の非対象性があまりにも大きいので、寄付仲介者は、寄付金が流用されずに正当な公益目的に利用されるということを、十分顧客に説得することができないからである。協同組合とは顧客である寄付者が法人の所有者となる法人形態であるが、通常、寄付者は極めて多数、かつ分散しており、一人あたりの寄付額は少額であるので、ガバナンス・コストが高すぎて実際的でない。そこで、非営利法人 (nonprofit) としての公益法人形態が、寄付仲介者として多く採用されることになる。非営利法人は、顧客自身が所有し運営する協同組合とは異なり、顧客の利益のために運営

される組織であり、顧客や他のいかなる者も所有者としては存在していない。⁽¹²⁾「我々は、このような組織が受益者の利益のために運営されるとしばしば考えるが、これは間接的にのみ正しい。このような組織は、寄付者に十分役立つという目的のために受益者によく奉仕するように設計されているのであり、なぜなら、ある意味で、寄付者が購入しているのは受益者の福祉であるからである。⁽¹³⁾」

誰も所有していない非営利法人を仲介とするこのような寄付は、公益目的信託を介在させることによっても実現できる。そして、このような非営利法人の機能の分析は、公益目的信託のみならず、動物の世話を目的とする信託や他の受益者のいない非公益目的信託にも及ぼすことができるだろう。

それどころか、必要な変更を加えれば、上述の分析は、多数の受益者の存在する通常の集団的私益信託にも及ぼすことができると考えられる。なぜなら、受益者のための典型的な私益信託は、贈与を目的とするものであり、そこでは、裁量信託 (discretionary trust) や受益者指名権 (power of appointment) が介在することにより、また、未出生の受益者や高齢者等能力減退の可能性のある受益者が存在することによって、信託設定時において、設定者は受益者を具体的に確定できないという事情があるからである。

組織の所有者や管理者の債権者が組織財産に対して持っている請求を遮断し、組織自体の債権者が組織財産を責任財産として排他的に把握するという、法人財産の資産分離の側面が、信託財産にも認められる点に信託と法人の類似性を認める見解が最近現れたが⁽¹⁴⁾、これは、商事信託と営利法人 (会社) との比較を行う場合だけではなく、民事信託 (私益信託・公益信託) と非営利法人との比較を行うときにも、非常に有益な視角を提供していることが分かるであろう。

たとえば、UTC は、受益者の利益代表制度 (UTC § § 301-) を拡充したが、その前提として、受託者は信託管理上、受益者に対する通知や受益者の同意が必要な行為がある場合、受益者が未出生、無能力、不確定等の理由により、それが有効になされないことが障害になっていると

文献紹介

という問題があった。⁽¹⁵⁾ UTCは、受益者の利益代表制度の前提として、「適格受益者 (qualified beneficiary)」という制度 (§ 103 (12)) を導入し、受託者が、集団信託の多くの受益者のうち、どの者に対して通知を行い、どの者から同意をとればよいかを確定している。⁽¹⁶⁾ 適格受益者は、私益信託の場合は、通常の収益受益者 (生涯権者) や元本受益者 (残余権者) であることは明らかだが、公益信託や非公益目的信託の場合はどうなるのか。UTCは、公益信託の場合は、信託条項によって分配を受ける公益団体と州政府の法務長官 (attorney general)、非公益目的信託の場合は、信託条項で信託執行権限者として指定されている者を適格受益者としている (UTC § 110(b), (c))。本書が正確に紹介しているように、受益者代表制度の一つの淵源は、エクイティの訴訟手続きにおける実質代表の法理 (virtual representation) であり、UTCは、それを、訴訟外の信託管理行為の場合に及ぼそうとしているのである。⁽¹⁷⁾ エクイティの訴訟手続では、公益信託や公益法人の財産管理について争訟が生じた場合、州の法務長官のような公益代表者の他に一般公衆の代表に訴えの利益ないし原告適格 (standing) を認めることがあったが、これは、営利会社における株主や非営利法人の構成員による代表訴訟 (derivative action) と全く同じである。信託法と法人法は、このように、沿革上も理論上も、極めて強い親近性を持っているのである。

このことは、本書「第10章 信託の基礎的変更——変更・終了および併合・分割」の内容を理解する上でも、最も重要な視角となるはずである。すなわち、信託実務の高度化により、信託の併合・分割がなされる機会が増えているが、ここにおいても、私益信託・公益信託・非公益目的信託を一体的にとらえておく必要があると思われる。これらの制度は、公益法人・非営利法人法と平行に存在しており、信託法と法人法の相互の比較が、理論的に有益な知見をもたらすことは確実であるからである。そして、最終的な課題として商事信託の併合・分割問題を、会社法・金融法の体系の中に統合する場合においても、私益信託・公益信託・非公益目的信託法制と非営利法人法制との比較を媒介とすることによって、はじめて、より有意義な理論的展開をもたらすことが期待さ

⁽¹⁸⁾
れる。

4. UTC は、州議会に採用されることにより、実定法となることを目的とした包括的な統一州法案であり、このような統一州法案には統一商事法典（UCC）のように成功した事例もあるが、ほとんど採択されていないものも多々ある。UTCがUCCのように広く受容されるかどうかは、これからの立法動向を注目しなければ分からない。⁽¹⁹⁾ UTCは、明らかに、金融手法の高度化によって信託実務が直面している諸問題に対する信託実体法の面における対応の一例である。⁽²⁰⁾ 評者は、以前からアメリカ信託法を見る場合には、実務的な観点と理論的な観点から、実定信託法のあり方を理解することが重要であると考えてきたが、本書もそのような観点から広く読まれるべきだと考える。

5. なお、本書には、末尾にUTCの条文の翻訳および正文が採録されており、資料的価値も高い。本書の書評については、他に、ジュリスト1227号183頁に、道垣内弘人教授の紹介が出ている。

- (1) Uniform Trust Code (2000, revised and amended 2001) [hereinafter cited as UTC]. 各州における採択状況は、統一州法委員全国会議のウェブサイト (<http://www.nccusl.org/>) で常時参照可能になっている。2002年末の段階で、すでにKansas州で正式に制定された他、Washington D.C. の他、7つの州の議会に法案が提出されている。
- (2) ワークショップ「アメリカ信託法の策定」[2000-2]アメリカ法187頁(2000)；デイヴィッド・イングリッシュ(新井誠訳)「統一信託法案とその主要問題点」信託202号44頁(2000)。
- (3) See, David English, Analyzing the Trust Code, 67Mo.L.Rev.141(2002) ; The Uniform Trust Code (2000) : Significant Provisions and Policy Issues, 67Mo.L.Rev.143(2002) .
- (4) 寺尾美子「アメリカの遺言による相続制度とエステイト・プランニング」講座現代家族法第6巻243頁(1992)。
- (5) ただし、UTCは、商事信託(commercial trust)への適用を排除するものではない。English, supra note(3), at149-150. 商事信託の領域は、連邦

文献紹介

- 法・州法による会社法，証券法，金融法が詳細に規制しているので，それらの規定が優先的に適用されるのは明らかだが，商事信託規制はその判例法理も含めて，全て民事信託法理を前提にしており，したがってUTCが商事信託規制と無関係であるとはいえない。See also, Tamar Frankel, *The Delaware Business Trust Act Failure as the New Corporate Law*, 23 *Cardozo Law Review* 325 (2001).
- (6) IRC § 2523(f).
 - (7) See, Stewart E. Sterk, *Asset Protection Trusts : Trust Law's Race to the Bottom?*, 85 *Cornell L.Rev.*1035 (2000).
 - (8) 信託と法人の相互関係に関する最近の理論的發展については，次の文献を参照のこと。Henry Hansmann & Ugo Mattei, *The Functions of Trust Law : A Comparative Legal and Economic Analysis*, 73 *N.Y.U.L.REV.*434 (1998) ; 沖野眞己「私益信託の場面における信託法の機能」『グローバルな視点での信託と信認関係』17頁(トラスト60研究叢書2000) ; Henry Hansmann and Reinier Kraakman, *The Essential Role of Organizational Law*, 110 *Yale L.J.* 387 (2000); 森田果「組織法の中の信託——Henry Hansmann & Reiner Kraakman, *The Essential Role of Organizational Law*, 110 *Yale L.J.* 387 (2000)をめぐって」(2002) [未公開, 著者の許諾を得てウェブサイト <http://www.law.tohoku.ac.jp/~hatsuru/> からダウンロード可能] .
 - (9) 以下の記述は，Henry Hansmann, *The Ownership of Enterprise* 227-230 (1996) による。
 - (10) *Id.* 229-230.
 - (11) *Id.* 16-17.
 - (12) *Id.* 230.
 - (13) *Ibid.*
 - (14) 本稿，前注(8)に掲げた諸論文を参照のこと。
 - (15) 久保野恵美子「第4章 受益者の利益を代表する制度」大塚正民・樋口範雄編著『現代アメリカ信託法』55, 64-68頁(2002)。
 - (16) 久保野，前注(15)論文，67頁。
 - (17) 久保野，前注(15)論文，66頁。
 - (18) 信託法の財産的側面，および，法人，組織，制度との関係については，Hansmann & Mattei, *supra* note (8), at 466-478 ; 沖野，前注(8)論文，32～35頁を参照のこと。わが国の信託法の領域を民事信託・商事信託・社会的信託に分けた上で，包括的理論的な把握を目指すものとして

は、能見善久「信託の現代的機能と信託法理」ジュリスト1164号12頁(1999)を参照のこと。信託の制度的側面に着目する他のアプローチとしては、大村敦志「現代における委任契約——「契約と制度」をめぐる断章」中田・道垣内編『金融取引と民法法理』95頁(有斐閣 2000);大村敦志「フランス信託学説史一斑——ルポール理論の位置づけ」信託研究奨励金論集22号 91頁(2001)が注目される。

- (19) 各州の採択状況については、本稿前注(1)を参照。なお、UTCについての最新情報は、UTC Notes, Third Quarterly Issue (Fall, 2002) [<http://www.nccusl.org/nccusl/UTCNotes3Q02.pdf>]を参照のこと。
- (20) 同じような対応は、金融法規制の側でも必要になっている。銀行規制と信託会社規制の関係についての最近の動向の優れた紹介として、森田果「米国における信託会社規制—イリノイ州を中心に—」金融庁金融研究研修センターディスカッションペーパー Vol.2, 1頁, 15-22頁(2002/11/18)。

(東北大学教授)

〔大塚正民・樋口範雄編著『現代アメリカ信託法』有信堂高文社, 2002年3月刊, A5判, 257頁, 定価(本体3,800円+税)〕